

事業名	防犯意識を高めて暮らしを守る 住まいの防犯対策助成の拡充													
ここがポイント	◆近年多発する犯罪被害の未然防止により、区民の更なる安全・安心に寄与するため、防犯対策助成事業における助成額の上限を 40,000 円に増額するほか、助成率や助成交付期限を見直します。	事業費	30,800 千円 うち令和7年2定補正予算額 30,260 千円											
概 要	区は平成 18 年から本事業を実施し、住まいの防犯対策に要した費用の一部を助成しています。具体的には、自宅玄関錠の交換等、区が定めた品目に係る防犯対策費用が 5,000 円以上のものにつき、1 万円を上限に費用の 2 分の 1 を助成し、また、制度利用後は、7 年経過後に再申請を認めています。 近年の侵入窃盗・強盗等の発生が顕著となった社会情勢を受け、申請数が大幅に伸びるなど、区民の防犯に対する関心も高まりを見せているほか、現行の助成内容が防犯対策に講じた費用の実情に見合わない内容となっていることから、令和7年度に臨時的に助成上限額や助成割合等を拡充します。													
	住まいの防犯対策助成を拡充 概要													
	対 象 者 区内に居住し、住民登録をしている世帯 対 象 経 費 現に居住する住宅に対する以下の防災対策の経費 ・ 玄関対策（防犯性の高い錠設置など） ・ 窓対策（防犯フィルム貼付など） ・ センター付きライトやアラームの設置 ・ 防犯カメラの設置													
	  助成額・補助率 <table><tr><td></td><td>現在</td><td>令和7年7月から ※</td></tr><tr><td>補助率</td><td>1 / 2</td><td>3 / 4</td></tr><tr><td>助成上限額</td><td>10,000円</td><td>40,000円</td></tr><tr><td>助成金交付制限</td><td>7年経過後に再申請可能</td><td>経過年度に関わらず今年度は再申請可能</td></tr></table> ※令和7年4月に遡って適用				現在	令和7年7月から ※	補助率	1 / 2	3 / 4	助成上限額	10,000円	40,000円	助成金交付制限	7年経過後に再申請可能
	現在	令和7年7月から ※												
補助率	1 / 2	3 / 4												
助成上限額	10,000円	40,000円												
助成金交付制限	7年経過後に再申請可能	経過年度に関わらず今年度は再申請可能												
問合せ	課 長 危機管理・生活安全担当 堀 ☎ 03-3578-2533（直通） 係 長 防災課 生活安全推進担当 竹内 ☎ 03-3578-2272（直通）													

問合せ



課 長 危機管理・生活安全担当 堀
☎ 03-3578-2533（直通）

係 長 防災課 生活安全推進担当 竹内
☎ 03-3578-2272（直通）